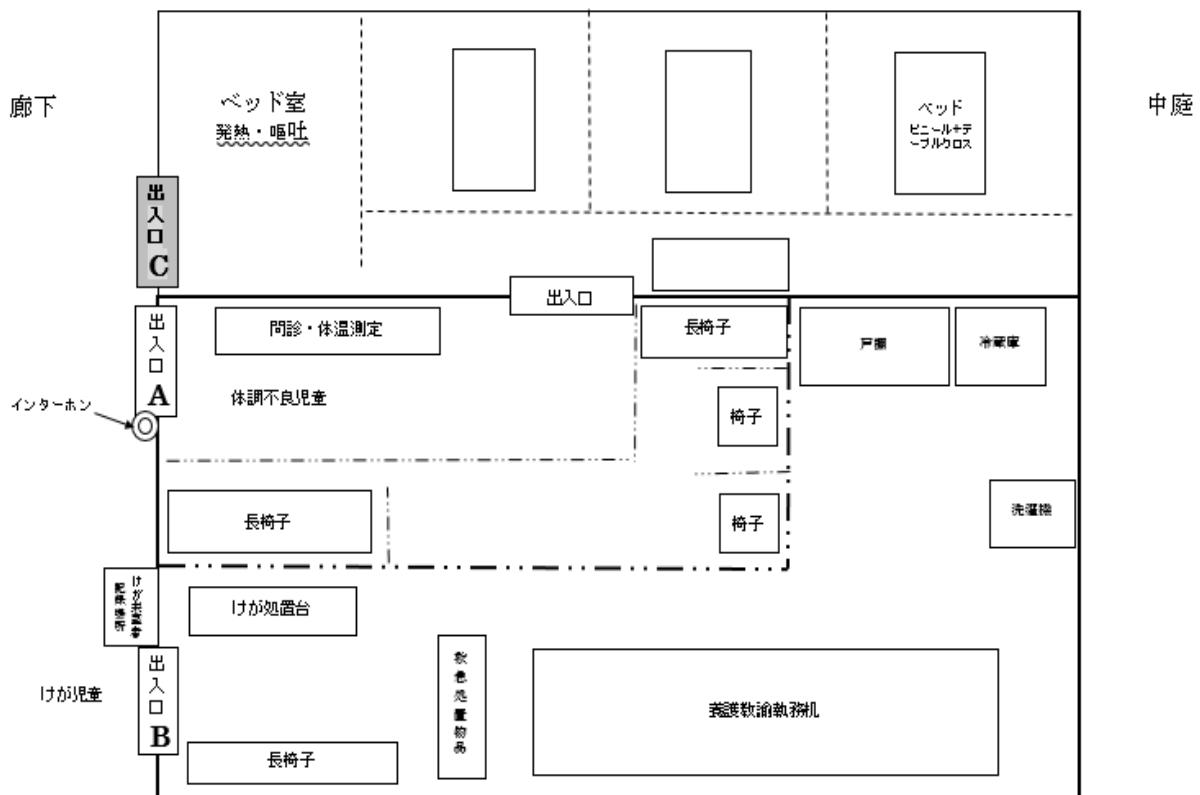


(5) 保健室



- エアコン使用時においても2方向による換気を徹底する。(窓・出入口の開放・換気扇の使用)
- 体調不良が入室する出入口Aとケガをした児童が入室する出入口Bに分ける。また、保健室中もパーテーションや透明シートで仕切って、体調不良の児童の対応スペースとケガをした児童の対応スペースを分ける。
- 発熱・嘔吐の児童については、出入口Cを使用してベッドを利用する。
- 体調不良の出入口Aにテレビモニター付きインターホンを設置する。(引率教職員・保護者の方が使用)

【体調不良の児童】

○発熱や嘔吐がある場合 → そのままベッド室へ入りお迎えを待つ

○熱のない体調不良児童 → 保健室内の椅子や簡易ベッドで休養しお迎えを待つ





(6) トイレ・手洗い場

- クラスや学年ごとに使用する手洗い場、トイレを指定しておき、指定された手洗い場、トイレ以外は使用しない。

使用場所	学年	使用場所	学年
北館2階トイレ・中央手洗い場	1年・2年5組	南館1階トイレ・手洗い場	3年1組~4組
北館2階西手洗い場	センター	南館2階トイレ・手洗い場	2年1組~4組
北館3階トイレ	4・5年	南館3階トイレ・手洗い場	3年5組・6組
北館3階中央手洗い場	5年		
北館3階西手洗い場	4年	南館4階トイレ	使用不可
北館4階トイレ	6年・4年6組	プレハブトイレ	使用不可(育友会)
北館中央手洗い場	6年	体育館トイレ	使用不可(社会体育)
北館4階西手洗い場	4年6組	北館1階手洗い場	使用不可

- 2方向による換気を徹底する。(窓・換気扇の使用)
- ソーシャルディスタンスを取るよう足形を設置する。
- 手洗い場は、密にならないように使用する。
- 手洗いの仕方を掲示する。



(3) 休み時間の過ごし方

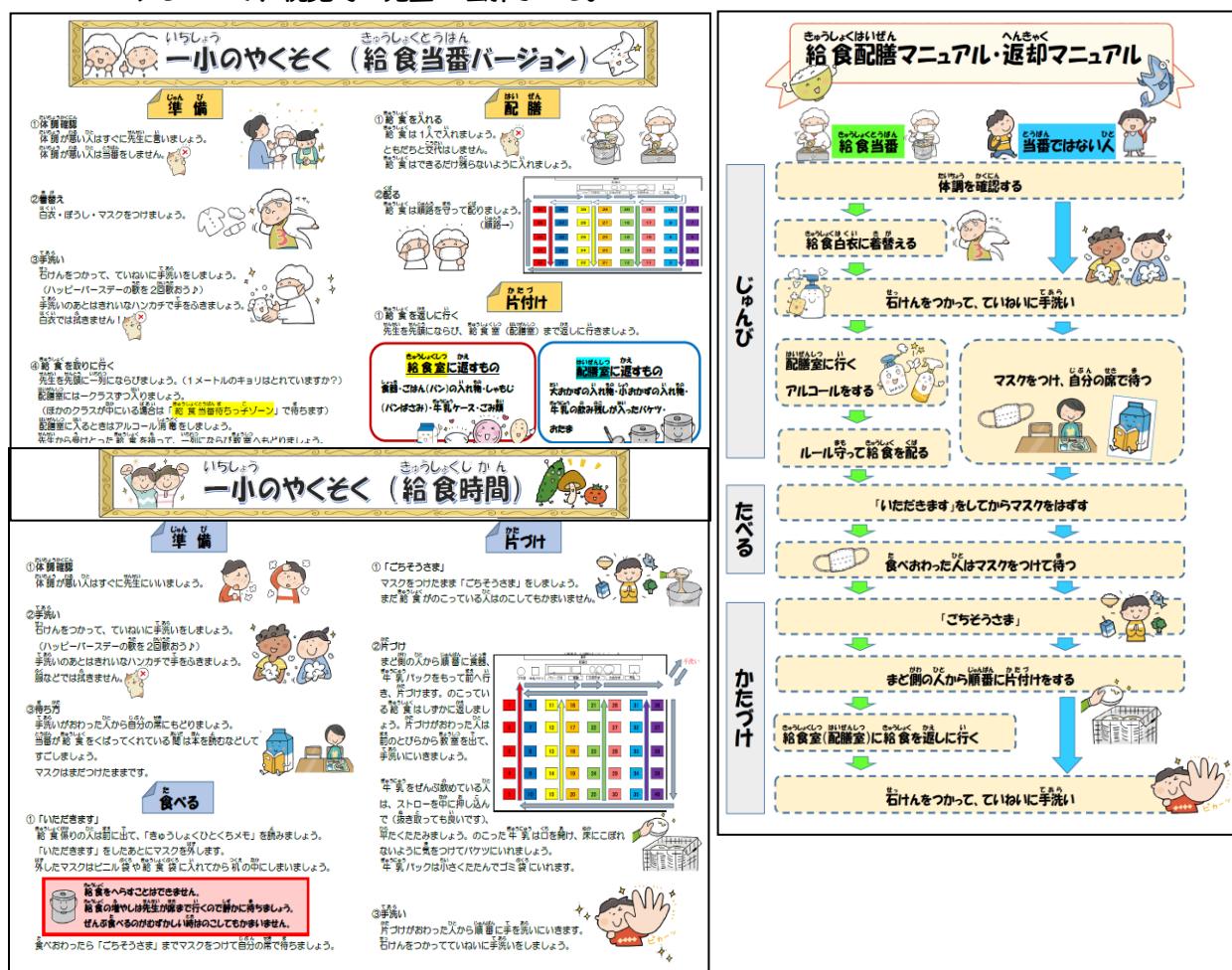
- 運動場での「密集」「密接」を防ぐため、学年毎に運動場の使用時間を設定する。
- 朝休みは、当面の間、使用禁止とする。
- 休み時間の過ごし方（校舎内で過ごす際）は、友だちとソーシャルディスタンスをとり、自由帳、読書、友だちとの話、お茶を飲む、トイレ、手洗い、昔遊び、百人一首、タブレット学習などを行う。

(4) 放課後の過ごし方

- 下校前及び帰宅後に再度学校に来て、運動場で遊ぶことは可能とする。ただし、児童ホールの利用はできない。

(4) 給食指導について

- 学校給食を提供する際には、特に手洗いの徹底をはかるとともに、配膳の過程での感染防止に努め、食べる際には机を向かい合わせにしないなど、座席の配置の工夫をして、3つの密を避けるようにする。
- 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
- 栄養教諭が中心になって作成したDVD「給食の配膳・喫食・返却について」を定期的に視聴させるとともに、担任による学級指導を行い、安全安心に学校給食を提供できるよう指導徹底する。
- 「一小のやくそく（給食当番バージョン）」「一小のやくそく（給食時間）」などを教室に掲示することで、視覚的に児童に理解させる。



(5) 清掃指導について

- ・ 通常通り清掃活動を行う。石けんで手洗いをして机を運んだり、上拭き雑巾で児童の机、棚、窓などの拭き掃除を行ったりする。ただし、床拭きについてはモップを活用する。
- ・ トイレ掃除は、使用する学年の児童に掃除当番を割り当て、掃除をさせる。しかし、1年生とセンターのトイレについては教職員が清掃を行う。

(6) マスクの着用について

- ・ 基本的に常時マスクを着用するよう指導する。マスクを忘れたり、使用できない状態になったりしたら、職員室前に置いてある予備用マスクを児童に渡す。ただし、マスクを忘れた場合は、家庭に連絡等を行い、今後、マスク着用について伝える。
- ・ 体育館や運動場で体育の学習をする際、有酸素運動をする場合はマスクを外して活動しても良い。その際、ソーシャルディスタンスをとり、声を出さないようにする。
- ・ 登下校中、熱中症などの健康被害が心配される場合は、周りの人と十分な距離をとった上で、マスクを外してもよい。

(7) 使用禁止場所について

- ・ プレハブトイレ、北館1階手洗い場、児童ホール、南館東階段、南館4階（手洗い場、トイレを含む）、体育館トイレを使用しない。

(8) 保護者の皆さん・地域の皆さんの学校施設の制限について

- ・ オープンスクールや参観、個人懇談会以外では、学校施設内に入ることを自粛していただく。
- ・ 育友会活動、図書ボランティアやグリーンボランティア、ベルマークボランティア、学校応援団、一小っこ遊ぼう会、一小寺子屋などの活動は可能とする。
- ・ 職員室や事務室に用事がある場合や体調不良等の児童を迎えて保健室へ来室することは可能とする。
- ・ 運動場や中庭、下足室の外で児童を見送ったり待っていただいたりすることは可能とする。